

| | | |
|---|--|---------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 <input type="checkbox"/> 調書 (この調書は、第 14 回口頭弁論調書と一体となるものである。) | | 裁判所書記官印 |
| 事件の表示 | 平成14年(ワ)第4129号, 平成15年(ワ)第1158号 | |
| 期日 | 平成17年10月27日 午後1時30分 | |
| 氏名 | 花園 勝 | |
| 年齢 | | |
| 住所 | | |
| 宣誓その他の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input checked="" type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている <input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 鑑定人 は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/> | |
| 陳 述 の 要 領 | | |
| 反訳書のとおり | | |
| | | 以上 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

平成 14 年 (7) 第 4129 号
15 1158

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが しん じつ
良心に従って真実を述べ、

なに ごと かく
何事も隠さず、

いつわ の
偽りを述べないことを

ちか
誓います。

し めい
氏 名 _____

原告ら代理人（水永）

花園さんが横浜市役所に入られたのは、いつのことですか。

昭和54年4月です。

いわゆる住基ネットの関係を担当するようになったのは、いつからですか。

平成16年4月からになります。

それ以前に、住民基本台帳関係の職務を担当されたことはありますか。

はい、あります。

それは、いつごろでしょうか。

昭和54年4月から4年間、それから平成5年4月から3年間、それと平成14年5月から2年間、担当しておりました。

平成14年5月からというのは、どういう担当なんですか。

中区役所の総務部戸籍課長でした。

甲第46号証の1を示す

これは調査囑託書、裁判所からのものですが、これはご覧になってますか。

はい。

甲第46号証の2を示す

「調査囑託に係る回答書について」、これは、花園さんが窓口担当で回答されてるものですが、これは、花園さんで作成されたものというふうにお聞きしていいんですか。

そうです。

ここに書いてある、特に回答書のほうの内容については、間違いがないというふうにお聞きしてよろしいんですか。

はい。

花園さんは、現在、横浜市市民局区政支援部窓口サービス課システム担当課長ということなので、その職務内容についてですが、システム担当というの

は、どういうことになるのでしょうか。

横浜市の区役所で、住民基本台帳事務、印鑑登録事務などを取り扱ってありますが、今、コンピューターによるシステムで業務を行ってまので、そのシステムの運営を担当しております。それは、いわゆる、横浜市では住民記録システムと呼んでますが、それ以外に住基ネットワークシステム、あるいは公的個人認証システムなどの運用を担当しています。

そうすると、横浜市の住基ネット関係の実務担当の責任者というふうにお聞きしてよろしいんですか。

はい。

横浜市には、横浜市本人確認情報等保護審議会という委員会がございますね。

はい。

この委員会にも参加されてるのでしょうか。

はい、事務局です。

これは、花園さんがいつから参加されてるんですか。

平成16年に参りましたので、第3回からだと思います。

第3回が16年9月15日にあったようなんですが、そのころからということですか。

そうです、はい。

第1回、平成15年4月28日とか、第2回、15年7月7日にあったみたいなんですが、これに関しては、議事録とか出された資料なんかについては、花園さんのほうでご覧になってるというふうにお聞きしてよろしいんですか。

はい。

その他、市議会でも住基ネット関係の質問とか市当局の答弁等があるんですが、こういうのにも、花園さんは関与されてるのでしょうか。

はい、しております。

大体、その大筋については理解されてるというふうにお聞きしてよろしいんですか。

そうです、はい。

横浜市が住基ネットシステムについて、いわゆる横浜方式をとった理由について、まず経過なんですけれども、横浜市は、平成14年8月5日の住基ネット第1次稼働前の7月10日に、内閣総理大臣と総務大臣あてに住民基本台帳ネットワークシステムの実施の延期を求める要望書というものを出してますね。

はい。

これは、ごくかいつまんで言うと、どういう理由から出されたということになるんでしょうか。

住基ネットの稼働の前提であった個人情報保護に関する法が整備されてないということで、住基ネットの稼働を延期するということを国に要望いたしました。

しかし、延期はされなかったわけですね。

はい。

そこで、横浜市としては、平成14年8月2日に、希望しない市民には当分の間参加を強制しないという、いわゆる横浜方式を採用することを発表したわけですね。

はい、そうです。

甲第46号証の2を示す

横浜方式をとった理由として、大ざっぱに言いますと、「法を守るのは行政の責任であり、義務であること」ということと、「市民の安全を守るのも行政の責任であり、義務であること」、この2つの要請といたしますか、これを鑑みて横浜方式をとったということが書いてあるんですが、そのとおりでよろしいんでしょうか。

はい、そうです。

市として、市民の安全を守る上で、このまま実施するというのは問題があるというふうに考えたということですね。

そうです。

具体的には、先ほど少し述べられたけど、それ以外には理由は何かあるんでしょうか。

一番大きな理由は、今言ったように、個人情報保護法体制が、住基ネット稼働の前提となっていた法体制が整備されていないということ、一方で、市民の方たちが危惧される声というのがあったということです。

それが、何よりも大きかったということですか。

はい。

ほかにも何か総合的な理由があるというふうに、市議会なんかでは答弁されてるようですけども、それが最も大きい理由であって、それだけではないわけですね。

はい。

横浜市は、横浜方式を採用するということを発表した8月2日以降、何回も、それ以前に仮送信した非通知選択者の本人確認情報を抹消するように、県や地方自治情報センターのほうに要請をしてますよね。

はい。

これは1回や2回じゃなくて、かなり何回もやってるということですか。

文書でお願いしたのは、1回だけです。

それは、協議のなんかのときには、お願いしてるということですか。

そうですね。

県や自治センターのほうは、それに応じてくれたんでしょうか。

いえ。

それは、どういう理由から抹消に応じないということだったのでしょうか。

県のほうからいただいた文書では、抹消する根拠がない、また、抹消することによって、システムにどういう影響があるか分からないから、抹消できないという回答をいただきました。

その後いろんな経過があって、平成15年4月10日から、非通知を選択しなかった方の本人確認情報については、送信を開始したということですね。

はい。

15年6月9日からは、その方々の本人確認情報の利用も始まったというふうに関してよろしいんですか。

はい、そうです。

そういうことで、今運用されている横浜方式の運用の実態についてお聞きします。この横浜方式における本人確認情報の非通知選択の申出の方式は、回答書によりますと、平成14年9月2日から10月11日の間に、居住区の窓口へ直接赴いて本人確認資料の提示とともに申し出るか、もしくは郵送により本人確認資料を添付して申し出るかの方法をとったというふうになってますが、このとおりでしょうか。

はい、そうです。

新規に住民登録をする人を除いて、この40日の間に積極的に非通知にしてくれということを申し出なければ、自動的に通知になってしまうという方式だったわけですね。

そうです。

甲第49号証を示す

「横浜市の住民基本台帳ネットワークの運用状況について」と題する報告書ですが、これは、ご覧になったことございますか。

はい、あります。

これは、横浜市が作成して、横浜市の本人確認情報^等保護審議会などにも提

示された資料というふうにお聞きしてよろしいですか。

はい、そうです。

この資料は公表されてますよね。

はい。

ここに記載された数字は正しいというふうにお聞きしてよろしいわけですよね。

はい。

平成14年に非通知の申出手续をとった結果、締切り時点において、非通知の申出者は83万9539人、約84万人いたということでよろしいんでしょうか。

はい、そうです。

甲49号証によりますと、平成14年10月末の横浜市の住基台帳上の人口が約346万人ですから、24パーセント強の市民が積極的に非通知の申出を行ったということになるわけですね。

はい、そうです。

84万人の非通知の申出なんですけれども、先ほどの方式だと、2つ申出の方式があるということなんですけど、窓口で申し出た人と郵送で申し出た人はどちらが多かったかというのは分かりますか。

すいません、今記憶しておりません。

私のほうで横浜市のホームページなんかで調べますと、ちょっと記憶喚起のために申し上げると、窓口申出の件数が19万7468件、郵送の申出の件数が12万4140件というふうに出てたんですけれども、大体こういう数字でよろしいんじゃないでしょうか。

はい、よろしいと思います。

窓口まで行って非通知の申出をした人のほうが、約5割方多いということになりますね。

件数と人数は違いますので、件数でいいますと、そうなります。
その後なんですけれども、平成15年8月25日から住基カードの発行が始まって、また、翌16年1月29日からは、公的個人認証制度も始まってますよね。

はい。

それでも、平成17年3月末現在の非通知申出者数を見ますと、依然として83万6654人、これだけの数の方がいらっしゃるわけですね。

そうです。

これは、同じく3月末の住基台帳の人口で割ると、23.78パーセントになるということになるわけですね。

はい。

この約84万人という数について調べてみますと、県の人口でいいますと、福井県とか徳島県、高知県、島根県、鳥取県、これの全県人口よりも多くて、また、市町村で見ますと、84万人を超える人口を有する市町村というのは、全国で10幾つしかないということみたいなんですけれども、横浜市として、依然としてこれだけの数の市民が非通知の選択を積極的に行っているという事実については、どのように評価されてるのでしょうか。

数字はそのまま受け止めています。特にこれが多いとか少ないとか、比較の対象がありませんので、これについては、特に感想というのはありません。

住民基本台帳カードの申請件数について、甲49号証によると、平成16年度末、つまり平成17年3月末までで、延べ1万5503件ということですね。

はい。

この枚数というのは、延べ発行枚数ですよ。

そうです。

だから、現在横浜市で有効になってる枚数というのは、ちょっと違うわけ
ですよね。

はい。

つまり、紛失したものであるとか、他市町村に転出した人の枚数も含めて、
この枚数であるということですね。

はい、そうです。

ですから、実際に市民の方が今、保有している枚数というのは、これよりは
少なくなるということになるわけですね。

はい、そうです。

しかし、1万5503枚というのを前提にしても、単純に横浜市の住基人口
で割ると、0.44パーセントぐらいになるわけですね。

はい。

仮に、さらに計算しますと、非通知選択者を除いた、268万人ぐらいにな
ると思うんですが、その市民の人口で割っても、0.57パーセントぐらい
にしかないということですね。

はい。

横浜市としては、当初、どれぐらいの数の住基カードの需要があるというふ
うに見込んでたんでしょうか。

当初国から示された、ちょっと今、数字をはっきり覚えてないですけ
ども、国のほうから割合が出てましたので、その見込みでのカード
の準備はしておりました。

ホームページで市の決算第2特別委員会における田中市民局長という当時の
方の答弁を見ますと、通知を選択した人が265万人ぐらいってものの2.
5パーセントで、6万7000枚ぐらいを見込んでたというような答弁をし
てるんですけれども、そういう数字でよろしいんでしょうか。

そうです、はい。

6万7000枚を、もう予算化して買ってあるということですか。

そうです。

余ったカードは、今、どうしてるんですか。

区で保管してます。

これから希望者があれば、それを使っていくということですか。

そうです。

横浜市としては、住基カードの条例による独自利用というのはしてるんでしょうか。

今はしておりません。

今後の独自利用の予定というのはあるんでしょうか。

利用するのは、それぞれの市の、例えば図書館とか、そういうセクションが考えることですので、私の聞いている範囲では、具体的に予定をしているものはないと聞いてます。

平成17年度なんかは、住基カード発行関係の予算どりというのとはしてないということでしょうか。

住基カードの在庫がありますので、購入のための予算はしておりません。

住基カードの発行件数と電子証明書の発行件数の比較についてですけれども、甲49号証の一番下を見ますと、電子証明書の発行件数は、平成16年度末現在で合計1738件ということですね。

はい、そうです。

住基カードの発行を受けた人のうち、パーセンテージを計算すると11パーセントぐらいにしかありませんよね。

そうですね。

住基の人口比では、0.05パーセントぐらいにしかならない計算になりますよね。

はい。

横浜市民としては、住基カードの発行を受けると、身分証明書として使える場合もあるかもしれませんが、それ以外に何か使い道というのはあるんでしょうか。

いわゆる住基カード、今使っている機能、付記転入・付記転出であるとか、広域交付の際に使えると、それを、いわゆる住基カードの持っている本来の機能は、もちろん使えます。

住民票の広域交付、それから付記転入・転出の場合の特例として使えると。

はい。

それぐらいしかないということですか。

そうですね。

その付記転入・転出についてですが、これは平成16年度末現在で、付記転出が49件60人、それから付記転入が40件46人という数字になってますね。

はい。

横浜市の転出数というのは、1年間で概数どれぐらいなんでしょうか。

すいません、記憶してないです。

これも、ホームページで、平成14年8月19日の当時の宇野市民局長の答弁というのを見てみたら、平成13年度実績で転入が約16万8000件、うち市外からが11万3000件であると。転出が市外へは約9万3000件であると、件数でいうとですね。それから、神奈川県ホームページの資料を見てみますと、平成16年度中の転入が人数でいうと25万3512人、転出が23万7063人というふうに出てたんですけども、大体それぐらいの数字というふうにお聞きしてよろしいんでしょうか。

はい。

仮に件数で比較すると、10万件中の50件が利用されたとしても、0.0

5パーセントぐらいということになるわけですね。

はい。

市の担当者としては、このような利用数にとどまっているというのは、何か理由として考えられることはあるのでしょうか。

住基カードの発行も含めて、使用について特に理由をお聞きしたりということは全くございませんので、特に理由というのは分かりませんね。

ほかの市の担当者にお聞きすると、例えば、付記転出とか転入の際には、住民票の移動だけではなくて、ほかの、例えば年金関係とか介護関係とか、いろんな手続があるから、結局市役所へ行かないといけないんだというようなこともお聞きするんですが、そういう理由は、横浜市の担当者としては考えられないですか。

可能性はあると思います。

住民票の写しの広域交付のことについてですが、49号証を見ますと、平成16年度末現在で合計1763件ということですね。

はい。

横浜市の住民票の写しの交付件数は、1年間でおおよそどれぐらいになるかというのはご存じでしょうか。

すいません、ちょっと今、正確な数字は記憶してないです。

これは、私のほうもはっきりした数字は分かんない。少なくとも二、三百万枚はあるんじゃないでしょうか。

ええ、たしかそれくらいだったと思います。

それだけの中の1763件しか利用されてないということですか。

ここの広域交付の数字は、横浜市民の方がとったものではなくて、他都市の市民の方が横浜の区役所でとったものの数字ですので、ちょっとおっしゃってる意味とは異なるかと思います。

もともとの分母になる数がどうだかというのは、甲49号証には出てきてないということですか。

そうですね、はい。

住基カードについては、平成16年中にカードの表面記載事項が改ざんされるというような事件があったんでしょうか。

はい、新聞で聞いております。

これは、横浜市の事例ではないんですか。

そうです。

どこの事例なんですか。

すいません、ちょっとはっきりしたことは記憶にないです。

表面記載事項の改ざんということですから、写真付きの身分証明書で使うようなところが、名前とか写真なんか改ざんされたということなんですか。

そうだと思います。

これに関する対策は、横浜市としては何かとられたんですか。

横浜市独自では、特に対策はとっておりません。

特にとられてないんですか。何か後ろのほうに模様をつけたとか何とかってことはないですか。

それは全国ですので、国からの仕様ということですので、横浜市独自でやったものではないです。

住基カードの全国统一仕様みたいなものがあるわけですか。

はい。

そこの、何か地紋みたいなものをつけたということですか。

そうです。

そういう地紋をつけても、例えば、最近パソコンとかプリンターの性能が上がってますから、その偽造というのは可能なんじゃないでしょうか。

それは、私では分かりません。

甲第46号証の2を示す

横浜方式をとったことによって、横浜市の内部において、行政上支障が生じているかどうかについてですが、(2)のウで「ありません。」という回答なんですけど、そういう回答でよろしいんですか。

はい。横浜方式をやっているということで、もちろん横浜方式の受付をしたりとか、システムに普通の住基ネットにはないものをやっている部分でのことはありますけれども、例えば、住民基本台帳事務で今、住基ネットが使われてますけども、それについては、普通の他都市と同じように使わせていただけてますので、特に今、何か支障が出てるといことは聞いてないです。また、その住民基本台帳事務以外で何か支障が出てるといことも、特に私は聞いてないです。

(2)のアの(イ)のところなんですけど、市民からの苦情の件なんですけれども、非通知申出をしていないと思われる人からの苦情と想定できるものとして、住民票の写しが本来ならば省略できるはずなのに、横浜市民の場合は全員が必要になってしまってるじゃないかというような苦情があったということなんですけども、これは、具体的にはどういう事務のことを指してるんですか。

今、住基ネットの利用事務が始まっておりますけども、国のほうでだと思えます。実施してる一部の資格試験であるとか、あるいは住民票の写しの添付については、一部の資格試験で、横浜市の通知者のデータを使っただけないといことは聞いています。

その一部のというのは、例えばというのを具体的に挙げられるものはありますか。

すいません、ちょっとはつきりは記憶してないです。

そういう苦情が、いつごろ、どれぐらいの数あったかというのは分かりますでしょうか。概数で結構ですが。

苦情というか、最初、お問合せの形で私どものほうに電話でかかってきて、使えないけどどうしてだということで、ご説明して、その中で苦情を言うという形になりますけども、頻繁というほどではないですけども、適宜、ぼつりぼつりとこちらのほうにかかってくるという状態です。

トータルとして、例えば10件ぐらいとか、そのぐらいですか。

恐らく、その程度の件数だと思います。

その10件ぐらいというのは、今までのトータルですか、それとも、例えば1年間でということですか。

私がいる2年間で、1年半ですけども、数十件、そのぐらいの単位だと思います。

割とよく今まで広報されてきたパスポートの申請なんかの際、本人確認情報を通知している市民も使えないというようなことはないわけですね。

はい、パスポートには使っていただいています。

甲第46号証の1及び2を示す

46号証の1のエの(ア)で、横浜市が市民選択制を採用して以降、国や神奈川県及び他市町村との関係で、横浜市の行政運営上、具体的な障害が発生したことはありますかという照会に対して、回答が「あります。」になりますよね。

はい。

この「あります。」の内容について、(イ)のほうで、住基ネットが利用できない事務があるというようなことが書いてあるんですけども、これは、具体的にはどういう事務のことをいうのでしょうか。

今言った、通知されてる方のデータが使っていただけない事務があると、そういう意味です。

先ほどおっしゃった、この一部の資格試験なんかでということですか。

そうです。

これに対して、同じ回答の中で、横浜市としては、「国や神奈川県に対し、「通知」のデータを利用して欲しいと要望しています。」という回答になってますよね。

はい。

実際に、こういう要請をされてるということですか。

そうです。

ということは、システム的には、利用しようと思えば、通知してる人の分は利用できるというふうに、横浜市としては考えてるということですか。

利用していただくのはこちら側ではないので、どういうシステムで理
利用していただくかは、国なり、そちら側の機関の話ですので、利用
できるかどうかというのは我々はちょっと関知できないですけども、
使ってくださいというお願いをしています。

住基ネットの本人確認情報のシステムからいったら、通知してる人の場合は、
例えば、地方自治情報センターに問い合わせれば、現在の本人確認情報が登
録はされてるわけですよね。

そうです。

システム上は、そうなるわけですよね。だから、その人に限って、確認しよ
うとすれば、できないわけではないと考えられるんですが、横浜市もそうい
う理解のもとに、こういう申入れをしてるわけじゃないんですか。

もちろん通知されてますので、使えるはずだということで、使えるは
ずだというか、使っていただけるはずだということでお願いはしてい
ます。

全体の認識としては、そういうことですね。

そうですね。

今挙げた事務で使ってもらえない、一部の資格試験なんかで使ってもらえな

いという以外に、障害というのの特にないというふうに聞いてよろしいんですか。

今、住民票の写しの話で、資格試験の話なんですけど、年金の現況届などで、一部の共済年金でやはり横浜市のデータが使っていただけないということは、起きてるといことは聞いています。

共済年金関係で使ってもらえないというのは、どういう理由からだというふうに説明を受けてるんでしょうか。

共済年金に限らず、横浜市のデータが使えないのは、別に本人確認の方法に住基ネットを使うものと、そうでない、2つのシステムを国側のほうで用意しなければいけないので、それはできないということ言われています。

それに対しても、横浜市としては、通知した分については利用してほしいという要請はしてるということですか。

そうです。

それは、利用しようとするれば、通知した人の分に関しては利用できるはずだという認識が前提だというふうにお聞きしてよろしいわけですか。

そうです。

横浜市から他の市町村、例えば川崎市に住民票を移す場合、横浜市から川崎市に対して、その住民の方の本籍情報なんかも含めて、14くらいある住民票上の全情報を移動しますよね。その送り方ですが、非通知選択者の方と通知した人の方の場合では、送り方に違いがあるんでしょうか。

非通知の方も、転出された時点では非通知ではなくなりますので、同じ送り方になります。

住基ネットを使って横浜市から川崎市のほうに住民票の情報を全部送るということをやってるんじゃないんですか。

非通知の方は、いわゆる付記転出はできませんので、従来どおりの転

出証明書をとっていただいて、それで、例えば川崎市で転入されるわけですので、それで、川崎市のほうで住民票を作るわけですね。例えば、川崎市のほうで受理しますよね。その後、住民票上の情報を送ってくださいようというような話が、市同士でなるじゃないですか。

はい。

そのときに、例えば、非通知選択者は郵便で送られるのか、住基ネットを使って送られるのかということですが。

住基ネットを使って送ります。

それは、通知選択者も非通知選択者も変わらないわけですね。

はい。

被告神奈川県及び被告国指定代理人（榮）

先ほど、窓口サービス課の業務として、コンピューターシステムの運営等にかかわることをやっていたらということでしたけれども、住基ネットに関する事務というのは、すべて窓口サービス課のほうで所管されているのでしょうか。

はい、そうです。

いわゆる横浜方式の歳費や運用についても、窓口サービス課のほうで所管されているということですか。

そうです。

甲第46号証の2を示す

回答の（1）アの（ア）の末尾の段落を見ると、「「非通知」の申出は、住基ネットの安全性が総合的に確認できるまでの緊急避難的措置であり、あくまで住基ネットへの段階的な参加でありますので、「市民選択制」ではなく「横浜方式」と表現しております。」と記載してありますが、証人もこのような認識であるということでしょうか。

はい、そうです。

この記載の意味は、住基ネットの安全性が総合的に確認できたときは、横浜市民全員の本人確認情報を神奈川県知事に通知することになるということでしょうか。

はい、そうです。

その際には、非通知を希望していた住民についても、その本人確認情報を神奈川県知事に通知することになるのですね。

はい、そうです。

(2) イの(イ)の末尾のほうの②の部分を見ますと、「横浜方式は住基ネットの安全性が総合的に確認できるまでの緊急避難的な措置ですので、制度化する考えはありません。」と記載してありますけれども、証人もこのような認識でしょうか。

はい、そうです。

住民基本台帳法の30条の5によれば、市町村長は住民票の記載等を行った場合には、その本人確認情報を住基ネットを用いて都道府県知事に通知することになってますね。

はい。

この規定は、すべての住民について、本人確認情報を通知すべき旨を規定しており、例外は認められていないのではないのでしょうか。

はい。

証人の認識としては、先ほど述べたような緊急避難的措置をとることはできるということについて、どういう法律上の根拠があると考えているのですか。

住民基本台帳法の36条の2、市町村長が住民基本台帳及び戸籍の附票に関するデータの安全に関する責任を負うという規定がございますので、住基ネットについては、そちらの市町村長の責任、安全確保の責任ということから、緊急避難的な措置を行ったというふうに解釈しています。

今述べられた住民基本台帳法36条の2の解釈について、総務省自治行政局市町村課長から通知が発出されているということをご存じですか。

はい。

どのような内容の通知であるかをご存じですか。

はい。

乙第36号証を示す

2枚目の2の(1)の部分には、要するに、住民基本台帳法36条の2、あるいは30条の29を根拠として住基ネットから離脱や不接続を行うことはできないという解釈が示されているのですけれども、まず、こういう内容の通知が発出されたということをご存じでしたか。

はい。

同じ文書の(2)の部分には、要するに、ファイアウォールで不正アクセスの徴候が発見されたときなど、本人確認情報に脅威を及ぼすおそれの高い事象が確認され、本人確認情報の漏洩等の危険が具体的に発生した場合には、応急的な措置として住基ネットとの切断等の措置を講ずることまでは否定されない、けれども、係る具体的な危険性が現実化していない場合に、住基ネットから離脱や不接続を行うことはできないと、そういう内容の解釈が示されているのですけれども、こういう内容の通知が発出されていたということをご存じでしたか。

はい。

証人は、これまで、住基ネットにおいて、ファイアウォールで不正アクセスの徴候が発見される等の危険性が具体的に発生したことがあるというふうにお考えですか。

いいえ。

それならば、この通知の内容に示されている解釈に従えば、住基法36条の2などの規定に基づいて、先ほど述べたような緊急避難的措置というのをと

ることはできないということになるのではないですか。

それは、こちらの事務連絡にある総務省自治行政局市町村課長さんの通知の事務連絡の解釈であって、横浜市では、住基ネットの当初開始時点では、先ほど申し上げたような、一番最初に質問いただいたような理由によって、確かに通知することは市町村長の義務であるけれども、一方では、安全を確保するというのが市町村長の義務でもありますので、その両方をとって、緊急避難的に横浜方式を実施したということなんです。

横浜市としては、この通知に示されている住基法36条の2などの解釈は正しくないというふうに考えているということですか。

意見の相違はあるというふうには思っています。

甲第46号証の2を示す

3枚目の(2)イ(イ)の末尾のほうの①の部分を見ますと、神奈川県に対して、通知済みの本人確認情報を消去するよう依頼したのだけれども、現在のところ消去されてないという趣旨の記載がありますけれども、このような事実があるということですか。

はい、そうです。

先ほどもちょっとやりとりがあったんですが、横浜市としては、どのような法律上の根拠に基づいて消去を依頼されているのですか。

最初に送信したのは、あくまでも準備行為の段階での送信でしたので、本格稼働になってからは、非通知の申出をいただいた方については、住基ネットに流さないというご希望をいただいているんで、まずその方たちの意思を尊重して、消去してくれということをお願いしました。

法律上の根拠があるかという質問なんですけど、この点についてはどうですか。

具体的な法律の根拠はないと思います。あくまでも、36条の2の市町村長が安全を確保する義務があるというところが根拠ということに

なるかと思えます。

同じ回答書の（１）ア（ア）の部分の第２段落以下を見ますと、住民基本台帳法附則１条２項の規定にもかかわらず、個人情報の保護に関する法整備が行われないうまま住基ネットの運用が開始されたため、住基ネットの安全性が総合的に確認できるまでの緊急避難的措置として横浜方式を採用するに至ったという趣旨の記載があると思うんですが、証人もこのように認識されているということですか。

はい、そうです。

平成１３年３月２７日に、個人情報の保護に関する法律案、基本法制、旧法案といってるようですが、これが国会に提出されたということはお存じですか。

はい。

その後、法案の審議あるいは新法案の提出などを経て、平成１５年５月２３日に個人情報の保護に関する法律が成立したということはお存じですか。

はい。

住基ネットの運用が開始された平成１４年８月５日当時というのは、このような法案の審議などが行われてる状況にあったということですか。

はい。

個人情報保護法は、平成１７年４月１日から全面的に施行されているのですが、このことはお存じですか。

はい。

いわゆる住基ネットセキュリティ基準というものはお存じですね。

はい。

この基準が改正されて、市町村が本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について、調査権を有することが明記されたということはお存じですか。

はい。

同じく住基ネットセキュリティ基準が改正されて、住民本人がアクセスログの開示を求める制度の運用が開始されたということをご存じですか。

はい。

それらを踏まえてお聞きするのですけれども、証人の認識としては、現在も個人情報保護に関する法整備が行われないうまになっているというふうにお考えなのですか。

いえ、違います。

そうすると、証人の認識としては、現在においても、住基ネットの安全性は総合的に確認されていないというお考えなのですか。

ええ。現在の段階では、まだ安全性は総合的に確認できていないということなんです。

個人情報保護に関する法整備は行われたけれども、住基ネットの安全性は総合的にまだ確認できていないという認識であるということですか。

はい。当初から横浜市は、あくまでも総合的な安全性の確認ということですので、何かこうなったら全員参加するとかということは申し上げてないはずですので、今おっしゃられたように、個人情報保護法が整備された、あるいは安全のための調査権であるとかアクセスログが整備されたということは承知してます。ですので、今、そういうことを含めて、法の運用であるとか経過を注目して見ているというところでございます。

具体的に何か確認されれば、住基ネットの安全性が総合的に確認されるというふうには考えていないということですか。

はい。あくまでも総合的な安全性の確認ということ。

同じ甲46号証の2の(2)ア(イ)の頭のほうにある②と③の部分を見ますと、非通知を希望していない市民についても、住民票の写しを添付したり、

年金受給者については、現況届を提出したりしなければならないという負担が生じているということですね。

はい、そうです。

この点については、横浜市のほうから関係機関に対して、非通知を希望していない市民については、住基ネットを利用して事務を処理してほしいという要望をしているということですね。

はい、そうです。

しかし、現在でも、非通知を希望していない市民についても、住基ネットは利用されない場合があるということでしょうか。

そうです。

先ほども少し供述されたわけなんですけれども、具体的に、どのような事務について利用がないかということ、証人は把握されてますか。

はい、具体的な固有名詞まではちょっと失念してはいますが。

住基ネットが利用されていない機関の数というのは、何件ぐらいあるというふうには何か把握されてますか。国の機関など、一個一個について、利用されているものと利用されていないものがあると思うんですが、非通知を希望していない市民についても、利用のない国の機関などの数は幾つぐらいですか。

数は把握していません。

1つや2つということなんでしょうか。

単位的には、その程度だと思います。

横浜方式を採用しているために、全市民の本人確認情報を送信する場合に比べて、事務費が余分にかかるということはないですか。

横浜方式だけを切り分けては経費が出てこないもので、全体経費でしか分からないですが、当然、横浜方式のためのシステムを作っているわけですので、その部分の経費は余分にかかっているはずですよ。

横浜方式を運用するについては、すべての市民について、非通知を希望する

かどうかというデータを手に入して、管理を継続されているということになると思うんですが、そのような理解で間違いはないですか。

いえ。非通知を希望された方のみ、データを入れてるということです。非通知を希望した住民の方については、データベースのようなものを作って、それを管理されているということですか。

データベースと言えるかどうかはあれですけども、送信しないわけですから、別に管理してます。

そういった個人の選択にかかわる情報を保存するということは、本来、住民基本台帳法は予定してないというふうにも思うのですが、このような情報を保存することができる法律上の根拠というのは、どういうところにあるとお考えですか。

あくまでも、先ほどの住基法36条の2の安全を確保するための処置の一環というふうに考えてます。

先ほども確認したことなのですが、他の自治体や国の機関などにおいて、住基ネットを利用しないで従前どおりの方法で本人確認などの事務を行っている場合があるということですね。

はい、そうです。

これらの団体については、横浜方式が採用されているために、本来行わなくてよい事務を強いられているということにはならないのですか。

住基ネットによる本人確認と、それから旧来までの方法と、二通りの仕組みを用いなければならないということは言われています。

乙第34号証を示す

この文書は、横浜方式の運用を開始するに当たり、神奈川県から指定情報処理機関に対して、各都道府県の住基ネット所管部局に対して必要な連絡を行うよう依頼をしたものです。

はい、そうですね。

乙第33号証を示す

この文書は、総務省から神奈川県に対して、横浜市民全員の本人確認情報の送信データの送信を完成させるため、関係団体の中で協議をするよう依頼したという内容ですね。

そうです。

今見ていただいたような文書が発出された理由というのは、横浜市が横浜方式という独自の運用を開始したために、関係団体がこのような事務を行うことになったということではないのですか。

そうです。

横浜市の市民が国の機関などに出て行って届出などをする場合に、どういう手順で本人確認がされるのかということについて、証人の認識を確認したいのですが、住民票の写しを持たずに届出に来た場合には、まず、住基ネットを使って本人確認をやってみるということになるのではないですか。

すいません、国の機関がどういう形で本人確認をしてるかは、私はちょっと承知してないので、お答えしようがありません。

乙第32号証を示す

2枚目以下は、平成17年8月29日付けの官報で、指定情報処理機関における本人確認情報の提供状況に関する公告が記載されているものですが、件数のところを見ると、年間数百万件単位で住基ネットにより本人確認情報の提供が行われているという内容になっていることは、お分かりになりますか。

はい。

原告ら代理人（水永）

乙第1号証、乙第3号証の1及び2を示す

乙1号証は、告示334号という住基ネットセキュリティ基準の基本となるやつですね。それから、3号証の1は告示391号というもので、乙3号証

の2は告示601号というものなんですけれども、これのどこで、市町村長の住基ネットの安全性に関する調査権というのが規定されたかというのは、今、証人は示すことができますか。

この告示はいつのものでしょうか、14年ですね。告示が改正された、告示に載ったのは16年だったと思いますので。

3号証の1が15年で、3号証の2が15年9月なんですけど、例えば、乙3号証の2の第6の8(1)エ、つまり、1ページ目の一番左端といいますか、この辺に、「市町村長は、必要に応じ、都道府県知事を経由して、国の機関等に対し、都道府県知事又は指定情報処理機関が提供を行った当該市町村の住民に係る本人確認情報の適切な管理のための措置の実施状況について報告を求め、当該本人確認情報の適切な管理のための措置の実施について要請を行うこと。」とかいうのがあります。こういうことを指してるわけではないんですか。ほかに何か規定があるということですか。

・・・これは、告示は15年9月ですね。技術的基準の改正ですけど、これかどうか、すいません、ちょっと今、はっきりとは分らないです。これではないような気がしますけど。

花園さんが先ほど、調査権が認められましたねというので、「はい」とお答えになったと思うんですよね。ですから、その「はい」とおっしゃってるところがどこを指されているのかなというのを確認したかったんですけども。住基ネットセキュリティ基準というのは、この3つだと思うんですよね。

それです、はい。その技術的基準の中に盛り込まれているんですが、16年からですので、これではないと。

ほかにセキュリティ基準というのがあるということですか。

技術的基準が改正されているんで。

さらに改正されているという花園さんのご記憶ということですか。

そうですね。すいません、今はちょっと、そうですね、16年から実

施されているはずですので。

樋口裁判官

先ほどからお話に出ていたんですけれども、横浜方式というのが、安全性が確認されるまでの緊急避難的な措置であるという認識のもとでという話なんですけれども、どのような点で安全性が確認されていないと判断されたのかというを、お話しできる範囲でしていただけたらと思うんですけれども。

一番当初、住基ネットがスタートする段階では、先ほどの前提である個人情報保護法ができていないとか、市民の方の不安があるというようなことで、それで、横浜方式を始めたということです。その後、先ほどの技術的基準に含まれている調査権など、横浜市がいろいろな課題を指摘させていただいた部分もございます。それらの対応を、先ほどございましたように、それらが対応がとられているということは、横浜市としても承知してますので、今現在は、そういう法律、個人情報保護法の法律の運用であるとか、あるいは住基ネットの運用であるとか、その技術的基準、改正された技術的基準の運用であるとか、そういうものを含めて、経過を見ていると、そういう状態でございます。

以上